平成 26 年１月 31 日

各 位

会 社 名　株式会社アイフリーク　ホールディングス
代表者名　代表取締役会長兼社長　永田　万里子
（コード：３８４５　東証ＪＡＳＤＡＱ）
問合せ先　管理担当取締役　猪俣　英夫
（TEL. 03－6743－3000）

第三者割当による新株式発行及び新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成 26 年１月 31 日の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による新株式（以下、「本新株式」という。）及び新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）の発行（以下、「本第三者割当」という。）を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本新株式の発行については、有利発行であるため会社法の規定に基づき、平成 26 年３月 10 日開催予定の当社臨時株主総会の特別決議を得る予定です。本新株予約権の発行については、会社法の規定に基づく当社株主総会の特別決議は必要ございませんが、本新株式の発行についての平成 26 年３月 10 日開催予定の当社臨時株主総会の特別決議が得られることを停止条件としております。

記

Ⅰ．本第三者割当の募集の概要

１．募集の概要

①本新株式発行の概要

（1） 払 込 期 日	平成 26 年３月 14 日
（2） 発 行 新 株 式 数	普通株式　1,000,000 株
（3） 発 行 価 額	1 株につき　140 円
（4） 調 達 資 金 の 額	140,000,000 円
（5） 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、Hong Kong Wealthy Future Investment Co., Limited に全本新株式を割り当てます。
（6） そ の 他	上記の各号については、諸法令に基づく届出の効力発生及び平成 26 年３月 10 日に開催予定の当社臨時株主総会にて承認されることを効力発生の条件といたします。

（注１）第三者割当の方法により実施するものとし、一般募集は行いません。

②本新株予約権発行の概要

（1） 発 行 期 日	平成 26 年３月 14 日
（2） 新株予約権の総数	10 個　（1 個当たり 50,000 株）
（3） 発 行 価 額	総額 2,850,000 円（新株予約権 1 個当たり 285,000 円）
（4） 当該発行による潜在株式数	500,000 株（本新株予約権１個につき 50,000 株）

（５） 調達資金の総額	95,350,000円 （内訳）新株予約権の発行による調達額 2,850,000円 新株予約権の行使による調達額 92,500,000円
（６） 行使価額	1株につき金185円
（７） 行使期間	平成26年３月15日から平成29年３月14日
（８） 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、Hong Kong Wealthy Future Investment Co., Limitedに全本新株予約権を割り当てます。
（９） その他	上記の各号については、諸法令に基づく届出の効力発生及び平成26年３月10日に開催予定の当社臨時株主総会にて本新株式の発行について特別決議が得られることを停止条件といたします。

（注１）第三者割当の方法により実施するものとし、一般募集は行いません。

２．募集の目的及び理由

当社グループは、フィーチャーフォン（以下、「ＦＰ」という。）からスマートフォン（以下、「ＳＰ」という。）への急激なシフトやタブレット端末の台頭等、激変する市場環境下での収益基盤構築のため様々な構造改革に取り組んでおり、平成24年９月末のモバイルコンテンツ事業（電子絵本事業等株式会社キッズスター売上高は除く）の課金コンテンツＦＰ/ＳＰ別売上高内訳が、ＦＰ売上高80%、ＳＰ売上高20%であったものが、平成25年９月末では、ＦＰ売上高が36%、ＳＰ売上高が64%と逆転し、ＳＰにおける収益化が進捗しておりますものの、投資の先行も含め、収益基盤構築に時間を要しており、連結ベースでは２期連続で赤字決算を計上しております。また、平成25年６月に発覚した当社元子会社の不明瞭な取引に関わる調査費用79百万円や決済サービス事業からの撤退に伴い実施した債権放棄による特別損失の78百万円の発生等もあり、予想以上に純資産の毀損が発生しております。そのため、当期（平成26年３月期）の修正業績予想数値（平成25年10月16日公表）どおりに事業が進捗した場合においても、純資産の毀損が著しく債務超過となる可能性があるため、各ステークホルダーとの信頼関係の維持や企業の継続性への懸念を払拭するため、可及的速やかに資本増強を行うことが必要不可欠な状況であります。当社グループの手元資金は、金融機関からの借入額が自己資金を超えており、上記記載のとおり、モバイルコンテンツ事業の業績が回復傾向にあるものの、黒字化により自己資金を充実させるまで、来期もひっ迫した資金状況が予想され、速やかに新株式発行を実施し、運転資金をある程度自己資金で賄えるようにするとともに、債務超過懸念を払拭し、財務体質を強化した上で事業運営を行うことが企業の継続性と安定の面から重要な事項であると認識しており、株主価値及び企業価値向上のために重要と判断しております。このため、上記記載のとおり、財務体質の強化と継続企業として安定した資金の確保を行うための運転資金として本新株式発行により140百万円を確保することといたしました。また、本新株式発行にて140百万円の資本増強をすることで、平成26年３月期第２四半期決算短信（平成25年11月12日公表）にて公表した純資産額92百万円が232百万円（平成25年11月12日現在の純資産額に、本新株式発行により確保できる資金の合計額）となり、当社グループの事業が回復軌道に乗るまでの運転資金の手当てが可能となり、併せて、業績回復のための取組みを集中的に進めることが可能となります。また、当社グループでは、当社子会社による不明瞭な取引の発覚による上場廃止懸念による株価急落や事業業績の悪化等もあり、発行条件が厳しくなる中で、以前より複数の候補先と資本増強に向けた検討を進めておりましたが、当社グループの債務超過懸念を解消し、財務体質の強化を図ることに加えて、今後の事業面や当面の資金調達規模、調達条件等に理解を示していただける候補先として慎重に検討を進めた結果、本新株式の発行を実施することといたしました。

本新株予約権につきましては、上記当社の財務状況において、本新株式発行によって確実に、且つ、可及的速やかに資本増強を実施し、業績の回復に必要な当面の運転資金を確保した上で、既存事業及び新規施策への投資を目的とした資金として考えております。具体的には、当社の子会社である株式会社キッズスターが新規事業として進めている「未就学児向けサービス」の拡大を予定しております。株式会社キッズスターが事業展開している「未就学児向けサービス」は、これまでリアルな書籍（絵本）や実際の職業体験学習でしか得られなかった知識や経験をＳＰやタブレット端末の台頭により、自宅に居ながら得られるサービスとなっております。例えば、株式会社キッズスターの電子絵本のサービスである「森のえほん館」は、配信電子絵本を月額利

用料のみで読み放題となる定額制モデルであり、リアルな絵本を購入するよりも、手軽に、且つ、数多くの絵本を読むことが可能となるサービスです。また、職業体験学習が可能な「なりきりごっこランド」というアプリは、例えばケーキ屋さんの体験や各種職業体験が、自宅に居ながら体験できるサービスとなっております。これらのサービスは、当社グループでは、今後ＳＰやタブレットの普及が更に進むにつれて、市場の拡大が見込まれるものと認識しており、いち早く未就学児向けサービスにおける市場での地位の確立が必要であると考えております。このことから、現段階において、プラットフォーム（会員ＤＢ構築）の確立をよりスピーディに実行するために、継続的に開発を実施していく資金が必要であり、これにより、多様化するユーザーニーズを汲み取った未就学児向けサービス等の展開が可能となります。また、更なる未就学児向けサービスの認知、会員の確保のためには、広告戦略等にて会員の増強を図っていく必要があり、このことから、プラットフォーム（会員ＤＢ構築）開発費と広告等にて会員基盤の更なる拡充を図るための資金を確保したいと考えております。

また、当社グループの収益源であるモバイルコンテンツ事業（デコメやphotodecoといったデジタルコンテンツ全般）においては、上記記載の市場環境のとおり、ビジネスモデル自体が大きく変化している状況です。このような環境において、当社グループは、ＳＰ端末向けのサービス構築を順次進めてまいりましたが、ＦＰ中心のサービスからＳＰ向けサービス中心への移行に時間を要しており、売上高及び利益の減少が続いております。本年度は、当社グループのモバイルコンテンツ事業においても、通信キャリアが提供するＳＰ向け定額モデルの開始により、急速にＳＰ端末向け対応が進んでまいりました。これにより、モバイルコンテンツ事業においては、業績回復の兆しが見えてまいりましたが、今後、より一層の事業拡大を目指すためには、新たなコンテンツサービスの提供を開始し、新しい収益の柱を構築することが重要となっております。そのため、既存コンテンツだけに拘らず、これまで蓄積したモバイルコンテンツの企画、開発、運用等のノウハウを活かした新規のコンテンツを立ち上げる必要があり、多様化するユーザーニーズの中で、ユーザーの趣味趣向に一致するコンテンツを、的確なタイミングに、且つ、十分な資金力をもって投資していく必要があります。このためには、財務基盤も強化した上で、その基盤を崩さぬように新たな資金を活用して、新規サービスを立ち上げていく必要があります。このことから、新規のコンテンツ立ち上げ費用及びその新規コンテンツの認知、拡大を図るためには、更なる会員の獲得を行う必要があり、そのための広告費用が必要となってまいります。

なお、当社は、本第三者割当により、当社普通株式に希薄化が生じるため、他の資金調達方法につきましても慎重に考慮しましたが、金融機関からの借入につきましては、既に現在の借入額が当社の自己資本を超えており、更なる借入を実施することは負債コストの上昇を通じて株主資本コストを上昇させうること、また債務超過懸念のある現状においては間接金融による調達では当該懸念を払拭できないこと、また、公募増資については準備期間が相当必要であり速やかな資金調達ができないこと、株主割当増資においては新株式の失権予想が困難であり、必要資金調達の可能性において確実性が劣ること等の観点から、当社といたしましては、上記のような資本調達スキームが、普通株式の希薄化を招き一時的には既存株主の皆様の負担となるものの、長期的には株主価値の向上に資すると判断し、本第三者割当による資金調達を実施することといたしました。

また、新株式の発行と新株予約権の発行の形式をとった理由は、①本新株式の発行は、上記記載のとおり、当社グループの継続性のために緊急に必要とされる資金調達であるため、発行価額が有利な条件であったとしても確保すべき資金であること　②本新株予約権の発行は、①に記載のとおり、まずは当社グループの継続に必要な資金を確保した上で、業績の回復に必要な資金を確保するとの二段階の考え方によって成り立っております。そのため、本新株式発行についての発行価額は有利な発行内容となっておりますが、本新株予約権については、有利な発行とはせず、且つ、事業への投資タイミングを見ながら資金の確保が可能な方法となっております。

当社グループは、上記記載のとおり、財務状況の健全化を図り、且つ、デジタルコンテンツ事業の業績回復の兆しが見える現状において、ＳＰへの対応が順調に進みだしたこと等によるデジタルコンテンツ分野で成長、且つ、安定した収益を確保し、「未就学児向けサービス」において、タイミングを逃さず新たな投資を実施していくことが、将来の当社グループ全体の企業価値・株主価値を向上させることとなり、既存株主の皆様への利益向上にもつながるものと考え、本第三者割当における本新株式の発行及び本新株予約権の発行を決断いたしました。

３．本新株予約権の特徴

（１）行使価額及び割当株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主の皆様への配慮といった観点からの懸念が示されている価額修正条項付きのいわゆるＭＳＣＢやＭＳワラントとは異なり、行使価額及び割当株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は 185 円に固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の割当数についても発行当初から 500,000 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

（12.発行要項（新株予約権発行要項）10.「行使価額の調整」により調整を行う際は行使価額及び株式数が調整される場合があります。）

（２）取得条項

本新株予約権には、当社取締役会が、更なる有利な調達方法が実行できる場合、更に株主価値、企業価値を向上することができると考えられる資本提携を実施できる場合には、本新株予約権の割当後から 1 年を経過していれば、発行価額の３倍にて本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条件が付されております。当社取締役会は、上記記載のとおり必要に応じて本新株予約権を取得し消却する予定です。

（３）譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当により発行されるものであり、且つ、譲渡制限が付されているため、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者への譲渡はされません。また当社取締役会の承認を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、引受契約上の地位及びそれに基づく権利義務が、割当予定先から譲受人に承継されることが引受契約上の義務とする予定です。

４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（１）調達する資金の額

①払込金額の総額	235,350,000 円
（内訳）	
新株式の発行による調達額	140,000,000 円
新株予約権の発行による調達額	2,850,000 円
新株予約権の行使による調達額	92,500,000 円
②発行諸費用の概算額	22,000,000 円
③差引手取概算額	213,350,000 円

（注）１．発行諸費用の概算額には消費税等は含まれておりません。

２．発行諸費用の内訳概算額は、登記費用１百万円、弁護士費用３百万円、割当予定先調査費用 1.5 百万円、臨時株主総会費用 1.5 百万円、新株予約権発行価額評価費用 2.5 百万円、アドバイザリー（株式会社ジオブレイン（東京都品川区東五反田 5 丁目 25 番 19 号 代表取締役社長 南部 隆宏））（以下「ジオブレイン」という。）費用 11.5 百万円、その他費用１百万円となります。

※なお、アドバイザリー費用の一部については、新株予約権の行使状況による成功報酬であるため、新株予約権のすべてが行使された場合に発生する費用を計上しております。

３．本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

（２）調達する資金の具体的な使途

新株式発行による調達額

具体的な使途	金額	支出予定時期
運転資金（人件費、管理費等）	128 百万円	平成 26 年３月～平成 27 年３月頃

※支出までの間は、当社銀行口座において管理いたします。

※新株式発行にて得られる調達資金から、新株式分発行諸費用概算額約 12 百万円を差し引いた金額を調達額としています。

本新株式の発行による調達額約 128 百万円は、当社グループの運転資金（人件費、管理費等）に充当してまいります。運転資金の内訳（人件費、管理費等）につきましては、当社及び当社子会社（株式会社アイフリークモバイル、株式会社キッズスター、株式会社アイフリーク プロダクツ セールス）にて支出いたしますが、詳細な区分（当社で支出もしくは当社子会社への融資）は、現段階では決定しておりません。

当社グループは「２．募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社の手元資金は、金融機関からの借入額が、当社の自己資金を超えており、業績が回復傾向にあるものの、黒字化により自己資金を充実させるまでには、来期もひっ迫した資金状況が予想され、速やかに新株式発行を実施し、運転資金をある程度自己資金で賄えるようにするとともに、債務超過懸念を払拭し財務体質を強化した上で事業運営を行うことが企業の継続性と安定の面から重要な事項であると認識しており、株主価値及び企業価値向上のために重要と判断しております。

このため、本新株式発行にて、140 百万円の資本増強をすることで、平成 26 年３月期第２四半期決算短信（平成 25 年 11 月 12 日公表）にて公表した純資産額 92 百万円が 232 百万円（平成 25 年 11 月 12 日現在の純資産額に、本新株式発行により確保できる資金の合計額）となり、当社グループの事業が回復傾向にある中で、本格的な回復軌道に乗るまでの資金手当てが可能となり、併せて、業績回復のための取組みを集中的に実施することができます。本新株式の発行を実施せず当社グループが債務超過状況となった場合、早急に債務超過を解消しなければ上場廃止基準に該当することになり、事業面での回復の兆しが見え始めている現段階にて、今後の事業発展の可能性を秘めているにも関わらず上場廃止となる可能性が出てまいります。その場合、当社グループの信用力は極めて厳しいものとなり、取引拒絶リスク等が顕在化し、より厳しい経営環境になる可能性があります。

このことから、有利発行とはなるものの、速やかに資本増強を実施することが上場廃止による最大の株主利益の毀損とはならず、将来的な株主利益の向上につながるものと考えております。従って、現段階で実施する本新株式発行による資本増強は、当社グループの継続性、株主利益の保護のためにも、必要不可欠であります。

新株予約権による調達額

具体的な使途	金額	支出予定時期
①キッズスタープラットフォーム（会員データベース）開発及び会員増強策	48 百万円	平成 26 年４月～平成 29 年３月頃
②新規コンテンツ投下と会員増強策	38 百万円	平成 26 年４月～平成 29 年３月頃

（注）１．調達資金を実際に支出するまでは、当社銀行口座にて管理いたします。

２．新株式予約権による調達資金から、新株予約権の発行諸費用概算額約 10 百万円を差し引いた金額を調達額としています。

３．①及び②については、当社及び当社子会社（株式会社アイフリークモバイル、株式会社キッズスター、株式会社アイフリーク プロダクツ セールス）にて支出いたしますが、詳細な区分（当社で支出もしくは当社子会社への融資）は、現段階では決定しておりません。

４．本新株予約権については、その性質上、行使価額が市場株価を上回っている状況においては、行使が進まない状況となり、そのような状況が継続する場合には、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があります。その場合には、その時点の市場環境等を鑑み、本新株予約権で調達できない資金については、上記具体的な使途以外の施策費の削減等を通じて捻出するなど、他の施策における投資も含め、選択と集中を行いながら資金繰りを検討してまいります。

本新株予約権発行による調達額約 86 百万円は、「２．募集の目的及び理由」に記載のとおり、①キッズスタープラットフォーム（会員ＤＢ）開発及び会員増強策　②新規コンテンツ投下と会員増強策に活用してまいります。

①キッズスタープラットフォーム（会員ＤＢ）開発及び会員増強策について、「２．募集の目的及び理由」に記載のとおり、「未就学児向けサービス」の拡大のために活用してまいります。会員ＤＢの構築のため、外注費等で 18 百万円の計上を予定しております。これは、既存会員や新規会員向けの会員ＤＢの継続開発を実

施し、会員がより当社グループのサービスを活用しやすく、且つ、安定的に利用してもらうために実施してまいります。また併せて、ユーザーニーズを見極めながら、会員獲得のための広告費として、継続的に 30 百万円を計上する予定です。「未就学児向けサービス」は、ＳＰやタブレット端末の台頭により、当社といたしましては、より市場の拡大が進むものと考えており、デジタルコンテンツ事業（デコメや photodeco といった当社既存サービス）に続く、新たな事業の柱としての成長が見込まれます。このことから、いち早く未就学児向けサービスにおける市場での地位の確立が必要であると考えており、本新株予約権発行による調達資金の内、48 百万円を活用してまいりたいと考えております。

②新規コンテンツの投下と会員増強策について、「２．募集の目的及び理由」に記載のとおり、モバイルコンテンツ事業（デコメや photodeco といったデジタルコンテンツ全般）の既存コンテンツに加えて、新たなコンテンツを立ち上げていくための費用に活用いたします。その新規コンテンツ立ち上げのための開発費用（外注費等）として 13 百万円を見込んでおります。また、新規のコンテンツの立ち上げにおいては、当社グループのコンテンツ会員の複数コンテンツ利用を促すための自社努力はもちろんのこと、その新規コンテンツをより早くユーザーの認知、拡大を図るためには、モバイル広告等を活用した展開が必要となります。また、いち早く新たな収益源となるコンテンツに成長させるためには、広告費は必要不可欠な費用となるため、その費用として 25 百万円をユーザーニーズを見極めながら継続的に支出してまいります。よって、本新株予約権発行による調達資金の内、②新規コンテンツの投下と会員増強策にて、38 百万円を活用してまいりたいと考えております。

５．資金使途の合理性に関する考え方

当社グループは、当期（平成 26 年３月期）の修正業績予想数値（平成 25 年 10 月 16 日公表）どおりに事業が進捗したとしても債務超過となる可能性があり、可及的速やかに資本増強を実施することで、債務超過の懸念を払拭することが、株主価値及び企業価値を向上させるために必要不可欠であると判断しております。「２．募集の目的及び理由」に記載のとおり、本新株式の発行にて、財務体質の強化と継続企業として安定した資金の確保を行うための運転資金として 140 百万円を確保することで債務超過の懸念を払拭し、財務体質の強化を図ることが可能となりますが、運転資金の確保だけでは、一時的な財務体質の強化にしかならず、併せて事業面での収益性を強化することが重要であり、本新株予約権の発行により、既存事業及び新規施策への投資を進めてまいります。

当社グループは、上記記載のとおり、可及的速やかに資金調達を実施する必要性があること、また、一時的な財務体質の強化だけではなく、事業拡大による収益の向上を図り事業を継続させていく必要性もあることから、当該資金使途については合理性があるものと判断しております。

６．発行条件等の合理性

（１）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

①本新株式

発行価額につきましては、当社の置かれている現在の業界環境や当社の財務状況等を考慮して行われた割当予定先によるデューデリジェンスの結果や当社普通株式の価格変動性等（ボラティリティ）を考慮し、割当予定先と協議の上 140 円といたしました。当社の株価は、直近２ヶ月間において大きく変動していること、当社の直近２期において、当社業績は減収傾向にあり、且つ、赤字を計上していること、今後事業面での回復を図るための資金の必要性、当社の株価動向、既存株主の皆様に与える影響を鑑み、割当予定先と協議した結果となります。本新株式発行に関する当社取締役会決議日の直前営業日（平成 26 年１月 30 日）の株式会社東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場における当社普通株式の終値である 198 円から、29.29%ディスカウントの 140 円となっております。また、この発行価額の当該直前営業日までの１ヶ月間の終値平均 212.7 円に対するディスカウント率 は 34.18%、当該直前営業日までの３ヶ月間の終値平均 204.2 円に対するディスカウント率は 31.44%、当該 直前営業日までの６ヶ月間の終値平均 146.3 円に対するディスカウント率は 4.31%となっております。

１株あたり 140 円の発行価額に至りました過程は以下のとおりです。平成 25 年 11 月頃よりアドバイザーを含め割当予定先と協議を開始いたしました。交渉開始時期を起点に遡る２～３ ヶ月間、当社の株

価は 90 円台近辺にて安定的に推移しておりましたので、交渉開始当初におきましては、決議前日までも当社株価が同様に安定的に推移するだろうとの推測の下、決議前日終値を発行価額の算定基準として採用することが合理的と考え、割当予定先と発行決議日の直前営業日の終値を基準に発行価額とすることで交渉を行っておりました。しかしながら、平成 25 年 11 月下旬頃から始まる当社株価の急激な上昇を受けて、割当予定先に対して、時価を考慮した上での発行価額を要望しました。それを受けて、割当予定先としては、最近の当社株式の株価上昇を平坦化できるある一定期間（１ヶ月、３ヶ月、６ヶ月）の平均株価を参考にし、決定することを要望されました。最終的に、当社の急激な株価上昇をより平均化できる６ヶ月平均を基準とすることを割当予定先から要望されるとともに、当社が債務超過となる可能性があり、可及的速やかに資本増強を実施することの必要性を考慮し、割当予定先によるデューデリジェンスの結果や直近２期においては減収傾向、且つ、赤字計上となっている当社業績、今後事業面での回復を図るための資金の必要性、当社の株価動向、既存株主の皆様に与える影響を鑑み、当社取締役会は、当社の６ヶ月平均の株価を参考価格とし、発行価額を 140 円とすることに合理性があると判断いたしました。

なお、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成 22 年４月１日付）によれば、第三者割当による株式の発行を行う場合には、株式の発行価額に係る当社取締役会決議日の直前日の価額に 0.9 を乗じた額以上の価額であることが要請されております。このことから当社は、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を重く受け止めるとともに、直近の株価が乱高下していることも加味し、本新株式発行に係る発行価額については、株主の皆様の意思を確認する必要があるとの認識から、会社法の規定に基づき、平成 26 年３月 10 日開催予定の当社臨時株主総会にて決議させていただくことといたしました。

また、上記「２．募集の目的及び理由」にも記載のとおり、当社は債務超過の可能性や企業の継続性の問題等も鑑みると、緊急で資金需要があることから、有利発行であったとしても、本新株式発行をする必要があるとの判断によります。

②本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、公正性を期すため、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目２番５号 代表取締役社長 野口 真人（以下、「プルータス・コンサルティング」という。）に対して本新株予約権の発行価額の算定を依頼しております。プルータス・コンサルティングは、本新株予約権の発行価額の算定に際し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定し、当社は、当該算定結果の記載された算定結果報告書を取得しております。その算定結果報告書において、プルータス・コンサルティングの算定評価による本新株予約権１個当たりの公正価値評価額は282,500円です。当社はその結果を受けて、発行価額を公正価値評価額を上回る金額である１個当たり285,000円と決定いたしました。また、行使価額につきましても、割当予定先との協議の結果、本新株予約権の発行に係る決議日の直前営業日である平成26年１月30日の株式会社東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場にける当社普通株式の終値から6.57%ディスカウントの185円と致しました。また、この行使価額の当該直前営業日までの１ヶ月間の終値平均 212.7 円に対するディスカウント率 は 13.02%、当該直前営業日までの３ヶ月間の終値平均 204.2円に対するディスカウント率は 9.40%、当該 直前営業日までの６ヶ月間の終値平均 146.3円に対するプレミアム率は 26.45%となっております。

当社取締役会といたしましては、本新株予約権の発行条件につき十分に討議、検討を行った結果、社外取締役１名を含む出席取締役全員の賛成により本新株予約権の発行につき決議いたしました。併せて、出席監査役３名（いずれも社外監査役）から、本新株予約権の発行価額及び行使価額を含む発行条件は、当社が本新株予約権の公正価値評価を外部の独立した専門機関であるプルータス・コンサルティングに依頼し発行価額を定めていること、過去の新株予約権発行による通常の新株予約権発行と比較し不当とはいえず、割当予定先に特に有利な金額ではないとのことから、有利発行には該当しないとの意見書を入手しております。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社の発行済株式総数は、10,197,400 株（議決権の総数は 101,966 個）であり、本新株式発行による

発行株式数は 1,000,000 株（議決権の総数は 10,000 個）となります。また、平成 26 年１月 31 日の当社取締役会決議により、本新株式の第三者割当と並行して発行決議を行った第三者割当による新株予約権のすべてが権利行使された場合に発行される株式数は、500,000 株（議決権の総数は 5,000 個）となります。よって、これらを合算すると、発行される株式数は 1,500,000 株（議決権の総数は 15,000 個）となり、現在の当社の発行済株式総数に対して、14.71％の割合（議決権の総数に対する割合は 14.71％）で希薄化が生じることとなりますが、「２．募集の目的及び理由」に記載のとおり、現状の当社の財務状況、今後の事業展開等を鑑みると、本新株式発行及び本新株予約権の発行は、将来の当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものと考えられ、希薄化の程度を踏まえても今回の募集規模は合理的であると判断しております。

なお、本第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の行使により発行される株式につき、割当予定先は長期保有の方針ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場にて売却していく方針ですが、当社株式の過去３年間の 1 日あたりの平均出来高は 287,970 株であり、直近６ヶ月間の同出来高においても 834,822 株となっており、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合の発行株式数 500,000 株を行使期間である３年間で行使売却するとした場合の 1 日あたりの数量は 457 株となり、上記 1 日当たりの出来高の 0.16％となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

７．割当予定先の選定理由等

（１）割当予定先の概要

（１）	名　　称	Hong Kong Wealthy Future Investment Co., Limited	
（２）	所　在　地	12F RuttonjeeHouse, 11Duddell Street,Central,Hong Kong	
（３）	設立根拠等	香港法例	
（４）	組成目的	投資業	
（５）	組　成　日	2013 年１月 21 日	
（６）	出資の総額	US $ 5,000,000（上限）（日本円換算：¥516,000,000）	
（７）	出資者・出資比率・出資者の概要	Suzhou JAIC Wuzhong Guofa Venture Capital Enterprises (Limited Partnership)　100%	
（８）	国内代理人の概要	名　　称	日本アジア投資株式会社
		所　在　地	東京都千代田区神田錦町三丁目 11 番地
		代表者の役職・氏名	代表取締役社長　細窪　政
		事業内容	投資業務、コンサルティング業務、投資事業組合等の管理業務、 金融業務
		資　本　金	4,000 百万円
（９）	上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドとの間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
		上場会社と業務執行組合員との間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの当該国内代理人との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
		上場会社と国内代理人との間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの当該国内代理人との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

注１．割当予定先には、投資一任勘定委託先及び業務執行組合員に該当するものはありませんが、親会社の投資一任勘定委託先が相当するものとなります。

注２．出資の総額の日本円換算レートは、平成 26 年１月 30 日の三菱東京ＵＦＪ銀行発表の TTS を用いています。

割当予定先の親会社（親ファンド）Suzhou JAIC Wuzhong Guofa Venture Capital Enterprises （Limited Partnership）

（1） 名称	Suzhou JAIC Wuzhong Guofa Venture Capital Enterprises （Limited Partnership）	
（2） 住所	Room 612, No.111 Su Jie, Yuexi Subdistrict, Wuzhong District, Suzhou City, Jiangsu Province, PRC	
（3） 設立根拠	中华人民共和国合伙企业法	
（4） 組成目的	投資業	
（5） 組成日	2012年1月12日	
（6） 出資の総額	中国元 200,000,000（日本円換算：¥3,450,000,000）	
（7） 出資者・出資比率・出資者の概要	Suzhou Wuzhong Venture Capital Investment Company 23 % Suzhou DinXin Investment Company 18 % Zhu Tin Gen 14 % Li Lan Sheng 13 %	
（8） 投資一任勘定委託先の概要	名称	Suzhou JAIC Wuzhong Guofa Investment Management Co.LTD
	所在地	9th Floor , No.1368 Wuzhong Road ,Wuzhong District, Suzhou City, Jiangsu Province, PRC
	代表者の役職・氏名	Legal Person: Li Wen Long
	事業内容	投資管理
	主たる出資者及びその出資比率	Suzhou Wuzhong Venture Capital Investment Company 23 % Japan Asia Investment 10%
	資本金	中国元 10,000,000（日本円換算：¥17,250,000）
（9） 上場会社と当該ファンドの親会社との間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドとの間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	上場会社と投資一任勘定委託先との間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの当該投資一任勘定委託先との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

注１．割当予定先の親会社には、国内代理人に該当するものはありません。

注２．出資の総額及び資本金の日本円換算レートは、平成26年1月30日の三菱東京ＵＦＪ銀行発表のTTSを用いています。

注３．割当予定先及び親会社の概要は、平成25年12月31日現在におけるものであります。

注４．当社は、本新株式発行及び本新株予約権の割当予定先である Hong Kong Wealthy Future Investment Co., Limited（以下、「Hong Kong Wealthy Future Investment」という。）及び親会社である Suzhou JAIC Wuzhong Guofa Venture Capital Enterprises （Limited Partnership）、その一投資任勘定委託先である Suzhou JAIC Wuzhong Guofa Investment Management Co.LTD から、同社の役員または主要株主（主な出資者）が反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても、株式会社 ＪＰリサーチ&コンサルティング（東京都港区虎ノ門三丁目７番 12 号 代表取締役 古野 啓介）（以下、「ＪＰリサーチ」という。）に調査を依頼し、割当予定先の実態について、民間の調査会社の有料データベース等のアクセス可能なオープンソースから広く遍く情報を収集した結果、「反社会的勢力との関係を有することを示唆する情報、犯罪行為を含めた違法行為に関与した（または関与している）ことを示唆する情報はなかったこと及び重大な懸念点、問題事項もなかったこと」を確認した旨の調査報告書を受領しております。また、ＪＰリサーチが世界主要国の政府・機関及び国連がマネーロンダリング対策、テロリスト対策などを目的に収録している「経済制裁・取引禁止リスト」等の集積データベースへの照会を実施し、

「「経済制裁・取引禁止リスト」にリストアップされていないこと」を確認した旨の調査報告書を受領しており、割当予定先、割当予定先の役員または主要株主（主な出資者）が反社会的勢力との関係がない旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

（２）割当予定先を選定した理由

当社グループは、モバイルコンテンツ事業、Ｅコマース事業を展開しておりますが、主力事業であるモバイルコンテンツ業界は、ＦＰからＳＰへ携帯電話端末の買い替えが進んでおります。ＦＰの場合、携帯電話キャリアが運営するクローズドなインターネット環境におけるサービス提供を行うことで高い利益を獲得することができておりました。一方、ＳＰでのインターネットサービスは、通常のパーソナルコンピューター同様のオープンな環境となり、ユーザーの獲得が非常に難しい状態となりました。そのため、当社グループにおいては、ユーザーがＦＰからＳＰへ携帯電話端末を変更しても、継続して当社サービスを利用してもらえるよう促すことや、ＳＰ向けの新規サービスの提供等を進めてまいりました。また、ＳＰ向けのサービスとして、いままでのＦＰではサービス提供が難しかった電子絵本のサービスを開始するなど、環境変化に対応するべく事業展開を進めておりました。しかしながら、直近まで十分にＳＰへの対応ができていなかったこと及びＥコマース事業や決済代行サービス事業を含めた累積した欠損、さらには、平成 25 年６月に発覚した、当社元子会社における不明瞭な取引における調査費用の発生及びそれに伴う決済サービス事業からの撤退に伴い発生した特別損失の影響にて、当社純資産の毀損が想定していた以上に進み、平成 26 年３月末において、債務超過となる可能性があることから、緊急での資本増強が必要な状況であり、引受先の選定を進めておりました。

このような環境下において、当社の企業価値、株主価値の向上のために、最適且つ緊急性に対応できる引受先を模索していたところ、上記記載の平成 25 年６月の不明瞭な取引発覚による上場廃止懸念の影響にて、当社株価が大きく下落したことをもあり、本第三者割当よりも厳しい発行条件等の要望を受け、資本増強の実施が難しい状況となっておりましたが、その過程において、当社はジオブレインの紹介を受けました。ジオブレインはセールスプロモーションを主たる事業として活動を行っている企業ですが、資本調達におけるコンサルティング事業にも実績があります。その事業において、ジオブレインが以前より日本への投資に関心を持つ投資家との協議をしていた経緯があり、その過程で当社は、Hong Kong Wealthy Future Investment の紹介を受け資本調達の協議を行ってまいりました。Hong Kong Wealthy Future Investment は、2013 年１月に設立された投資業を行う会社です。なお、当該投資会社は、Suzhou JAIC Wuzhong Guofa Venture Capital Enterprises （Limited Partnership）（以下、「Suzhou JAIC Wuzhong Guofa Venture Capital」という。）の100％子会社で、親会社とは投資目的及び投資基準が異なります。親会社は、中国蘇州及びその近郊を拠点とする未上場会社に対して投資を行う目的で設立され、既に中国蘇州に拠点を置く未上場会社に対して約 8,000 万元投資を行っております。その子会社である Hong Kong Wealthy Future Investment は、投資範囲を限定せず、日本の上場会社等を中心に、純投資を目的に設立されました。2013 年１月に設立されてから、日本の上場会社への投資を模索しており、その過程の中で当社と協議を行ってきました。その結果、Hong Kong Wealthy Future Investment から当社グループの事業内容、将来性に対し、資金面での経営支援を行いたいとのこと、さらには、当社グループの事業の中華人民共和国での戦略的な事業活動のサポートをしたい旨の申し出があり、当社といたしましては、当該投資会社の親会社の中華人民共和国における投資実績を考慮するとともに、引受先の実態調査報告及び協議段階においての経営権の取得意向等の定性情報を基に発行リスクを検討いたしましたが、当社グループの事業及び財務状況等に対する理解を得られる引受先から確実に資金調達することが、当社の債務超過懸念を払拭し、更には今後の成長資金を確保できるとの判断をいたしました。

また、当社と Hong Kong Wealthy Future Investment の間にて、当社の資本調達におけるスキームを検討したところ、新株式発行と新株予約権発行を組み合わせた内容にて実施することといたしました。これは、新株式発行のみで資本の充実を図るよりも、新株予約権を組み合わせることで、急速な株式の希薄化が進まないとの利点があるためです。当社は、まず、緊急で必要な資金を新株式発行にて確保し、当社の財務基盤の強化を図り運転資金を確保いたします。当社グループの事業進捗状況に応じて必要な資金を、引受先の新株予約権の行使により調達いたします。また、Hong Kong Wealthy Future Investment からも、運転資金と事業資金を分けて段階的に投資をしたいとの意向も受けております。加えて、当社グループの事業を伸ばしていくために、当社グループの事業を海外にて展開するにあたってのサポートをしていくとの意向をいただいております。

当社グループといたしましては、割当予定先との上記協議内容を含め、今般、財務状況の健全化を図り、且つ、ＳＰへの対応が順調に進みだしたこと等によるデジタルコンテンツ事業の業績回復の兆しが見える現状において、デジタルコンテンツ分野で成長、且つ、安定した収益を確保し、「未就学児向けサービス」において、タイミングを逃さず新たな投資を実施していくことが、将来の当社グループ全体の企業価値・株主価値を向上させることとなり、既存株主の皆様への利益向上にもつながるものと考え、Hong Kong Wealthy Future Investment を引受先とした第三者割当の増資を決断いたしました。

（3）割当予定先の保有方針

割当予定先である Hong Kong Wealthy Future Investment 及びその親会社である Suzhou JAIC Wuzhong Guofa Venture Capital より、本新株式発行により取得する当社株式及び新株予約権の行使により取得する当社株式は、株式価値を毀損させないように十分考慮した上で、株式の売却により利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨及び、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はないこと、更に、当社株式を売却する場合には、当社株式の流動性や市場動向等に可能な限り配慮しながら実施する旨の意向を口頭にて表明していただくとともに、割当予定先が払込期日から２年間において当該株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の名称および住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を受領しております。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本新株式及び本新株予約権の割当予定先である Hong Kong Wealthy Future Investment の親会社であり出資者である Suzhou JAIC Wuzhong Guofa Venture Capital の預金通帳を確認し、新株式及び新株予約権の発行並びに新株予約権の行使の際の払込について、十分な資金を有していることを確認するとともに、親会社であり出資者である Suzhou JAIC Wuzhong Guofa Venture Capital の投資一任勘定委託先との面談において、これらの払込について確実性があるものと判断しております。

（注）割当予定先の資本金上限は US $ 5,000,000 となっており、投資案件決定後、本第三者割当に必要な払込金額を、親会社である Suzhou JAIC Wuzhong Guofa Venture Capital より払込まれることを口頭にて確認しております。よって当社は現段階では親会社の払込みに要する財産の存在を確認しております。

８．募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 25 年 12 月 12 日現在）		募　集　後	
永田　万里子	17.78%	永田　万里子	15.50%
株式会社エムワイエヌ	15.05%	株式会社エムワイエヌ	13.12%
日本証券金融株式会社	5.86%	Hong Kong Wealthy Future Investment Co., Limited	12.82%
株式会社 SBI 証券	2.62%	日本証券金融株式会社	5.11%
野村證券株式会社野村ネット＆コール	2.09%	株式会社 SBI 証券	2.28%
奥村　知佐	1.47%	野村證券株式会社野村ネット＆コール	1.82%
松井証券株式会社	1.30%	奥村　知佐	1.28%
NOMURA PB NOMINIEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	1.18%	松井証券株式会社	1.13%
大滝　敦	0.79%	NOMURA PB NOMINIEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	1.03%
吉江　岳志	0.73%	大滝　敦	0.69%

（注）１．平成 25 年 12 月 12 日現在の株主名簿を基準として記載しております。なお、同日現在、当社は自己株式を 300 株（0.01%）保有しております。また、平成 25 年 10 月１日を効力発生日として、１株を 100 分割しております。

２．募集後の大株主の持株比率は、平成 25 年 12 月 12 日現在の発行済株式総数（10,197,400 株）に、本新株式の

発行（1,000,000株）による普通株式及び本新株予約権（500,000株）の行使による普通株式の合計を加えて算出した数値です。

3．本新株予約権は、行使されるまで潜在株式として割当予定先に保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。

9．企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 今後の見通し

本第三者割当の実施による今後の見通しにつきましては、平成 26 年３月期連結決算業績及び個別業績に与える影響は軽微であります。

11. 最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近３年間の業績（連結）

	平成23年３月期	平成24年３月期	平成25年３月期
連結売上高	2,860百万円	2,033百万円	1,551百万円
連結営業利益	306百万円	△374百万円	△502百万円
連結経常利益	322百万円	△366百万円	△486百万円
連結当期純利益	151百万円	△407百万円	△631百万円
１株当たり連結当期純利益	1,743.06円	△4,657.28円	△6,266.32円
１株当たり配当金	1,300円	400円	0円
１株当たり連結純資産	15,885.42円	10,624.65円	4,865.83円

（注）平成23年３月期につきましては、連結子会社が存在しないため単体の数値を記載しております。

（2）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成25年12月12日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	10,197,400株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	60,100株	0.59%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	60,100株	0.59%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	60,100株	0.59%

（3）最近の株価の状況

① 最近３年間の状況

	平成23年３月期	平成24年３月期	平成25年３月期
始値	45,000円	21,700円	20,200円
高値	166,000円 ※38,400円	31,400円	42,100円
安値	42,600円 ※14,000円	9,730円	7,140円
終値	21,700円	20,290円	10,290円

注）※印は、株式分割（平成23年２月９日付で１株を４株に分割）による権利落ち後の高値安値の株価を示しております。
なお、平成25年10月１日を効力発生日として、１株を100分割しております。

② 最近６ヶ月間の状況

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
始　値	55円	66円	96円	102円	92円	380円
高　値	98円	106円	133円	118円	301円	461円
安　値	54円	61円	90円	80円	86円	204円
終　値	66円	88円	101円	90円	301円	212円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成26年1月30日
始　値	202円
高　値	204円
安　値	196円
終　値	198円

（4）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第10回新株予約権の発行

割当日	平成24年２月20日
発行新株予約権数	220個
発行価額	総額1,706,540円（新株予約権1個あたり7,757円）
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	201,906,540円（差引手取り概算額　199,705,343円） （内訳）新株予約権発行分　1,706,540円 新株予約権行使分 200,200,000円
割当先	0akキャピタル株式会社
募集時における発行済株式数	91,396株
当該募集による潜在株式数	当初の行使価額（14,000円）における潜在株式数：10,335株 ※新株予約権の目的である株式総数14,300株から処分する自己株式の数3,965株を控除しております。なお、新株予約権１個当たり65株となります。
現時点における行使状況	行使済株式数：14,235株 （残新株予約権数　１個、行使価額　910,000円）
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	198,795,343円
発行時における当初の資金使途	ⅰ.デバイス並びにOSの多様化及びアプリ開発に対する研究開発資金 （人件費・外注費・コンサル費） ⅱ.次世代型デジタル郵便事業参画に伴う研究開発資金 （素材制作費・システム構築費・人件費一部）
現時点における充当状況	上記資金使途等に対して充当済

※平成25年10月１日を効力発生日として、１株を100分割しております。

12. 発行要項

株式会社アイフリークホールディングス普通株式発行要項

1. 募集株式の種類　　株式会社アイフリークホールディングス普通株式

2. 募集株式の数　　1,000,000 株

3. 募集株式の払込金額　１株につき 140 円

4. 払込金額の総額　　140,000,000 円

5. 増加する資本金及び資本準備金の額
増加する資本金の額は、70,000,000 円（１株につき 70 円）とし、増加する資本準備金の額は 70,000,000 円（１株につき 70 円）とする。

6. 募集方法
第三者割当の方法により、全株式を Hong Kong Wealthy Future Investment Co., Limited に割り当てる。

7. 申込期日　　平成 26 年３月 14 日

8. 払込期日　　平成 26 年３月 14 日

9. その他
(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる　場合には、当社は必要な措置を講じる。
(2) 本新株式の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生及び平成 26 年３月 10 日開催予定の当社臨時株主総会にて承認されることを条件とする。

以　上

株式会社アイフリークホールディングス第 11 回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称
株式会社アイフリークホールディングス第 11 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額　金 2,850,000 円

3. 申込期間　　平成 26 年３月 14 日

4. 割当日及び払込期日　　平成 26 年３月 14 日

5. 募集の方法
第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を Hong Kong Wealthy Future Investment Co., Limited に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 500,000 株とする。（本新株予約権１個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 50,000 株とする。）但し、本項第(2)号及び第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
(2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株

式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第10項第(2)号⑤に定める場合、その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数10個

8. 本新株予約権の払込金額

本新株予約権1個当たり金285,000円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を四捨五入するものとする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの財産の価額（以下「行使価額」という。）は、185円とする。但し、第10項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、平成 26 年1月 31 日取締役会決議に基づき当社普通株式が発行される場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）
調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。本項第（2）号③において同じ。）の翌日以降、又はかかる交付につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 当社普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価格をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価格をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当による場合を含む）（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第８項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。但し、株主に割り当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割り当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。
この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権の新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c}\text{調整前}\\ \text{行使価額}\end{array} - \begin{array}{c}\text{調整後}\\ \text{行使価額}\end{array}\right) \times \begin{array}{c}\text{調整前行使価額により}\\ \text{当該期間内に交付された株式数}\end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、１株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額の差が 1 円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を引いた額を使用する。

(4) その他

① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割り当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の有する当社普通株式を控除した数とする。また本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を

必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合、その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成 26 年３月 15 日から平成 29 年３月 14 日の期間とする。但し、第 13 項「本新株予約権の取得」に従い当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。また、本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の割当日から 12 ヶ月を経過した日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の 20 日前までに通知したうえで、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権１個当たり発行価額の３倍の取得対価で取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換もしくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合は、会社法第 273 条の規定に従い、当社取締役会が定める取得日の 20 日前までに通知したうえで、本新株予約権１個につき、本新株予約権１個当たりの払込価額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数
新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の１個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の１株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の１円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場

合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件
第 11 項から第 14 項まで、第 16 項及び第 17 項に準じて、組織再編行為に際して決定する。
(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものする。

16. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

17. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 本新株予約権の行使請求の方法
(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 131 条第３項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載しこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中の取引日に第 19 項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の目的である株式の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。
(2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書に係る新株予約権行使請求受付日（行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日の直後に到来する取引日午前 11 時までに当該行使請求に係る出資金総額の指定口座への入金が当社により確認された場合には、当該取引日とし、当該確認が当該取引日午前 11 時以降になった場合には当該取引日の翌取引日とする。）に発生する。
(3) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができず、直ちに、当該行使請求に係る出資金総額を指定口座への振り込むものとする。

19. 行使請求受付場所
株式会社アイフリークホールディングス 管理統括グループ

20. 払込取扱場所
株式会社西日本シティ銀行　大名支店

21. 新株予約権行使による株式の交付
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

22. 新株予約権者に対する通知
本新株予約権の新株予約権者に対し通知する場合、電子公告により行う。但し、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて新株予約権者に対し直接に通知する方法によることができる。

23. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生及び平成 26 年３月 10 日に開催予定の当社臨時株主総会において「第三者割当による新株式有利発行の件」が特別決議を得られることを停止条件とする。

以　上